

## IV 路外駐車場

### 整備の基本

路外駐車場とは道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であり、一般公共の用に供されるものをいう。駐車場は自動車による移動手段を講ずるとき、その目的地において必ず必要となる施設である。また、駐車場不足による違法駐車が増大は、円滑な自動車交通の妨げとなるばかりでなく、歩道のない道路においては歩行者の安全性をも脅かす可能性がある。このような状況を解消し、健全な都市機能を維持するためにも駐車場は必要不可欠な施設となっている。

駐車場整備にあたり、車いす使用者に配慮することは当然であるが、近年は特に高齢者の自動車需要が高まっており、それに対応する駐車場整備が望まれている。本指針においては、路外駐車場の具体的な基準を定めた駐車場関連法令を遵守することを基本とし、法律の基準と併せて障害者や高齢者等が安心して利用できるような駐車場の基準を示したものである。以下に路外駐車場（ここでは、建築物に附属せず、道路以外の敷地に単独で設けられるもの）の整備にあたり、留意して頂きたい基礎的な事項を掲げる。

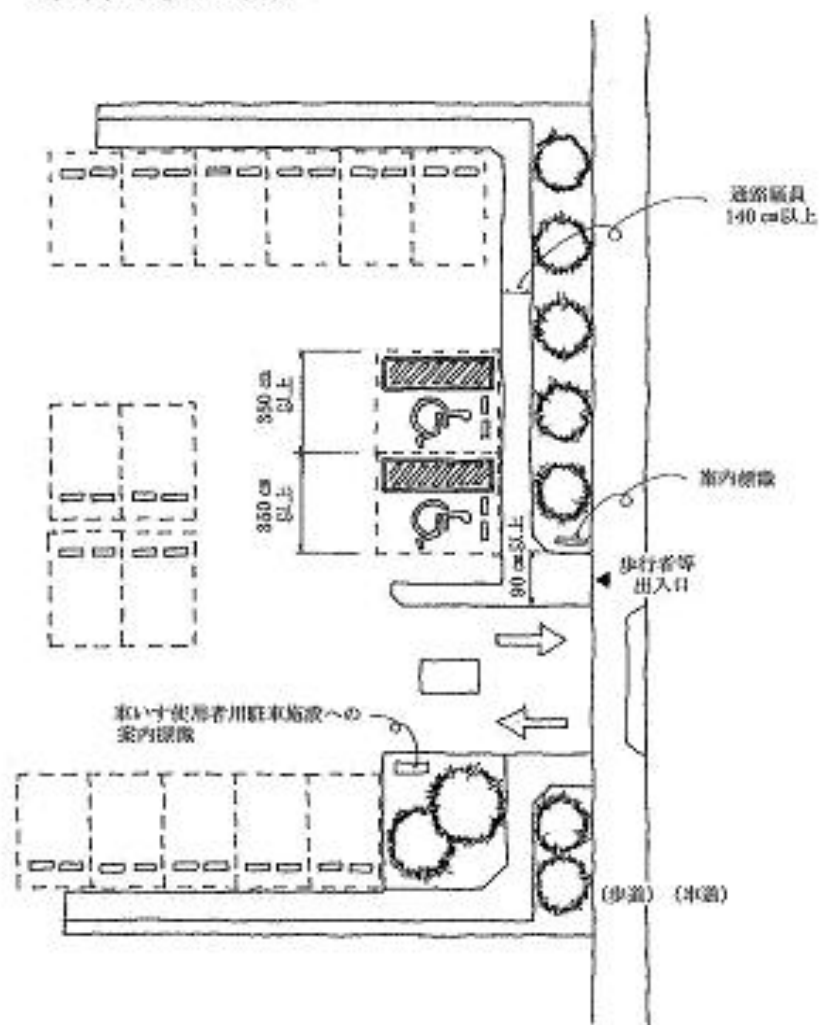
- ① 車いす使用者や高齢者等に配慮した専用の駐車スペースを1箇所以上設ける。
- ② 専用の駐車スペースは出入口に近い場所に設けるとともに、場外までの経路は、移動が円滑に行えるような構造とする。
- ③ 車が入場した際に専用の駐車スペースがわかるような案内板及び誘導標識を設ける。

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐車場の歩行者用出入口付近に障害者専用の駐車スペース</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>幅 350cm以上 長さ500cm以上：小型車用 長さ600cm以上：普通車用</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>を1以上設ける。</li> <li>●車体用のスペース床面に障害者シンボルマークを塗装表示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車体分のスペースの両側に幅140cm以上の乗降用スペースを確保し、乗降用スペース床面は斜線で塗装表示する。</li> <li>○障害者専用の駐車スペースの数は、総駐車台数に1/50を乗じて得た数以上を設けることが望ましい。</li> <li>○障害者専用の駐車スペース及び乗降用スペースは、2台以上連続して設けることが望ましい。</li> <li>○障害者シンボルマークと併せて、マタニティマーク、ハートプラスマーク、高齢者マークなどを表示することが望ましい。※1</li> </ul>
出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行者用出入口の有効幅員は85cm以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な出入口の有効幅員は120cm以上が望ましい。</li> </ul>

整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
安全通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車スペースより駐車場の歩行者用出入口まで、車いす使用者及び歩行者に安全な有効幅員140cm以上の通路を設ける。</li> <li>● 駐車場の歩行者用出入口までの通路に段を設ける場合は、スロープを併設する。</li> <li>● 併設するスロープのこう配は1/12（約8%）以下とし、有効幅員は140cm以上とする。ただし、高低差75cm以内の場合は90cm以上とすることができる。</li> <li>● 高さが75cmを超える場合には、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。</li> <li>● スロープには原則として両側に連続して手すりを取りつける。</li> </ul>	○ 通路及びスロープの有効幅員は180cm以上が望ましい。
屋根・ひさし		○ 駐車スペース及び安全通路には、屋根又はひさしを設けることが望ましい。
床仕上げ	● 床面は、滑りにくく平たんな舗装仕上げとする。	
誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 進入口には、障害者用駐車スペースが設置されていることがわかるよう表示する。</li> <li>● 進入口から障害者用駐車スペースに至るまで誘導用の標識を設ける。</li> </ul>	
その他	● 路外駐車場が建築物としての構造を有する場合の基準は、「Ⅰ 建築物」に準ずる。	

※1 駐車場関連法令の中には、車いす使用者専用駐車場の設置を義務付けるものがありますので、障害者シンボルマーク以外の表示にあたっては、関係法令の確認をお願いします。

路外駐車場の整備例



車いす使用者用  
駐車施設の標識例



駐車場案内標識の例



## V 道路に面する公共用地を利用した休憩施設

### 整備の基本

近年の高齢化社会において、徒歩による移動をサポートする施設整備の必要性が高まってきている。しかし、道路全体の中で歩道を有する割合は低く、歩道があっても休憩施設を設置するだけの有効な幅員が確保できていない道路も多い。

都市計画道路など、歩道を有する道路整備も行われてはいるが、多額の費用と時間がかかるため、歩道の整備・拡幅を前提としていては、休憩施設の整備の進展は望めない。休憩施設の構造は比較的簡易なもので費用的な負担は大きくはなく、問題となるのはそれを整備する用地の確保だけである。

そこで道路用地に限らず、道路に面する公共施設の外構や空地を活用することにより、狭い歩道の幅員を阻害せずに休憩施設を整備することが可能となる。

しかし、このような考え方は暫定的なものであり、面する公共施設においても本来の目的があるため、本指針においては理想的な基準を示すのではなく、面する公共施設の本来の目的を阻害せずに整備が可能な場合、という条件のもと、必要最低限の基準を示したものである。

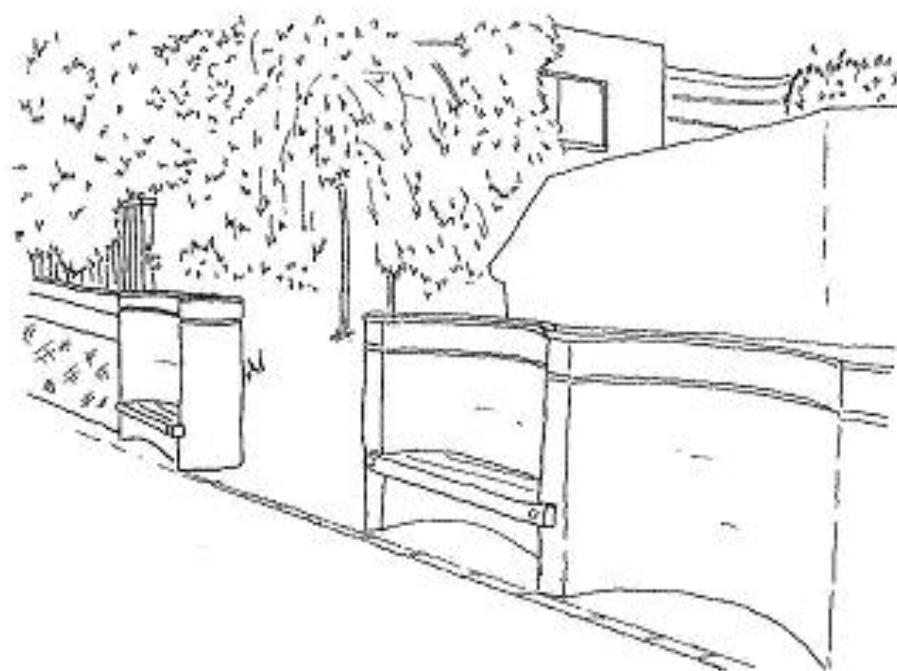
整備項目	優先的に配慮すべき事項	配慮することが望ましい事項
前面道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休憩施設を設置する前面の道路には歩道が整備されていること。</li> <li>●歩道の公共施設用地側に側溝がある場合は、蓋等がなされていること。</li> <li>●見通しの良い直線部分であること。</li> </ul>	
休憩施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路上から休憩施設利用者が認識できること。</li> <li>●地面、側壁などに固定された構造であること。</li> <li>●休憩施設を設置する場所は、概ね水平であること。</li> <li>●地面より腰掛面までの高さは 40 cm 程度とする。</li> <li>●前面道路に突出しないこと。</li> <li>●安全に利用できる構造であること。</li> <li>●休憩施設の周辺には利用者に危険を及ぼす樹木や構造物がないこと。</li> <li>●休憩施設を設置することにより、公共施設の本来の目的を阻害しないこと。</li> </ul>	

外構の新設または改修時に休憩施設を設置した場合

●外構に休憩施設を設置した例①

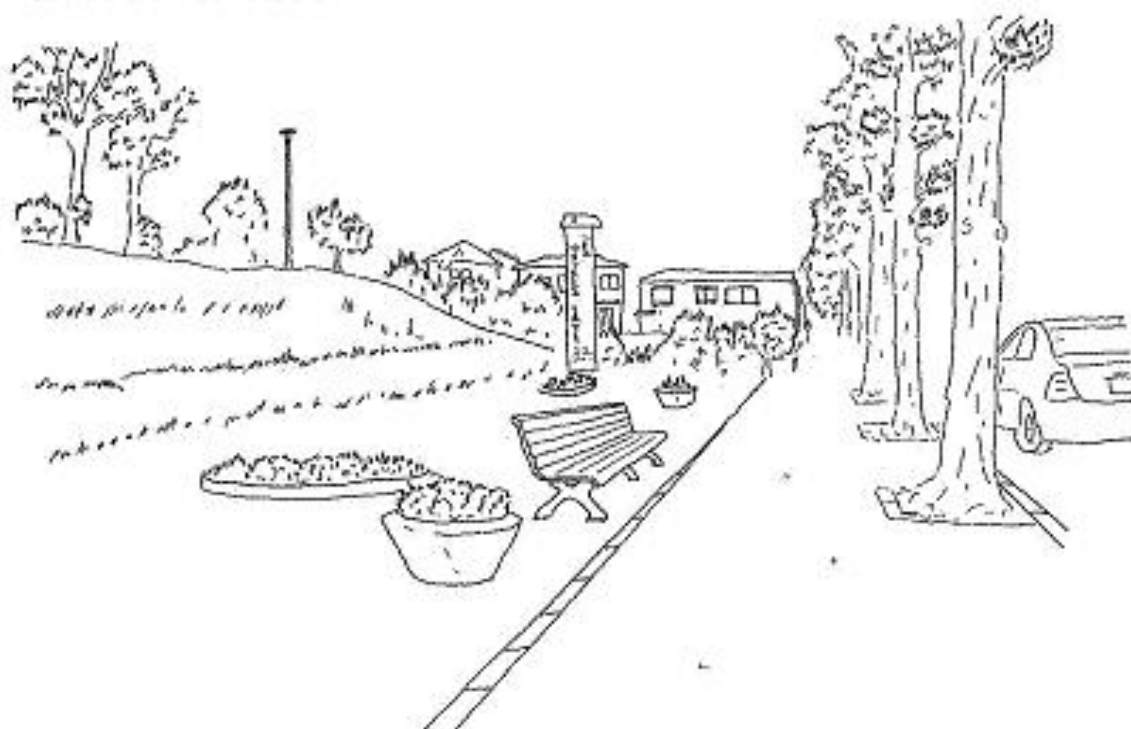


●外構に休憩施設を設置した例②

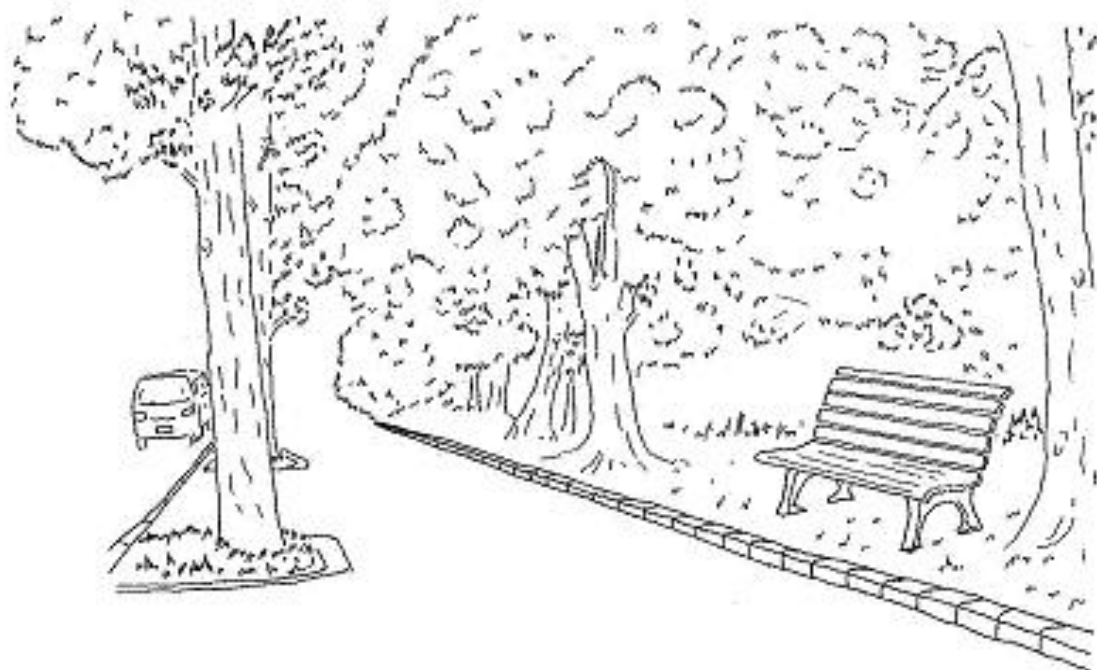


## 既存の公共空地を活用してベンチを設置した場合

### ●公共施設の空地部分にベンチを設置した例



### ●外構のない公園にベンチを設置した例





松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針

改訂版

平成20年4月発行

都市整備本部企画管理室

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387-5

TEL : 047-366-7356

FAX : 047-365-7761

e-mail : [mctoshikikaku@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mctoshikikaku@city.matsudo.chiba.jp)